

市民環境



市 民 環 境

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進してきた。

令和2年度に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すための方向性を示した。

徳州市との交流の経過

| 年 月 | 交 流 内 容 |
|-----------|---|
| 昭和61年7月 | 『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施 |
| 昭和61年10月 | 徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察 |
| 平成元年10月 | 徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催 |
| 平成3年4月 | 新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議 |
| 平成3年7月 | 徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演 |
| 平成3年10月 | 徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学 |
| 平成4年5月 | 第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。 |
| 平成4年7月～8月 | 徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結 |
| 平成4年7月～8月 | 徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。 |
| 平成5年6月 | 徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議 |

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

(2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。(平成19年度からは中学生のみ)

(3) 新居浜市国際交流協会

平成31年3月、地域に根ざした国際理解及び国際交流に関する活動を通じて、市民の国際化意識と国際認識の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的に設立された。

| 年 月 | 交 流 内 容 |
|-----------|---|
| 平成5年7月～8月 | 小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。 |
| 平成6年5月 | 新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議 |
| 平成6年8月～9月 | 徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修 |
| 平成7年7月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議 |
| 平成7年8月 | 徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修 |
| 平成8年9月 | 第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。 |
| 平成9年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。 |
| 平成10年9月 | 第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成11年10月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察 |
| 平成12年6月 | 第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。 |
| 平成13年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。 |
| 平成14年9月 | 第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。 |
| 平成15年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成16年9月 | 第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成17年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成18年5月 | 第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成19年11月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。 |
| 平成20年9月 | 第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。 |
| 平成21年9月 | 徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。 |
| 平成23年11月 | 第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。 |

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、ひいては地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協働オフィス事業を平成18年度に開始するとともに、協働環境の整備に取り組んでいる。

令和2年度に策定した地域コミュニティ基本指針に基づき、多様で豊かな地域づくりに向けて、幅広い市民参画のもと、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政等による協働のまちづくりと地域コミュニティの充実を進める。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

令和3年4月1日現在、106組(79団体・27個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,914人、施設別内訳は道路64件、公園・緑地67件、河川・水路13件、海岸3件、文化財1件である。

(2) 新居浜市まちづくり協働オフィス事業

公益的な市民活動支援を通じた市民セクターの意識啓発・能力開発と団体間の事業連携を目的として、平成18年7月、新居浜市まちづくり協働オフィス事業を企画提案方式による民間委託で開始した。

平成27年度からは、市民活動団体が連携する「運営協議会方式」での自主運営を目指す運営形態とし、その実現に向けた移行期間として、2年間、市直営で運営し、基盤づくりを進め、平成29年4月から運営協議会方式での運営を開始した。

〈事業内容〉

- (ア) 市民活動に関する情報の収集、提供及び発信
- (イ) 市民活動に関する調査及び研究
- (ウ) 市民活動に関する研修の実施その他の学習機会の提供
- (エ) 市民活動に関する交流及び連携の推進
- (オ) 市民活動に関する相談窓口の開設
- (カ) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の貸出し
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の全額市負担により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日現在)

| 区分 | 年 | 29 | 30 | 31 | 令和2 | 3 |
|---------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 校区連合自治会数 | | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 単 位 自 治 会 | | 310 | 307 | 306 | 304 | 302 |
| 加 入 世 帯 総 数 | | 36,161 | 35,591 | 35,027 | 34,477 | 33,864 |
| 総 世 帯 数 | | 56,075 | 56,298 | 56,411 | 56,382 | 56,345 |
| 自治会世帯加入率(%) | | 64.5 | 63.2 | 62.1 | 61.1 | 60.1 |
| 認 可 地 縁 団 体 数 | | 56 | 56 | 58 | 59 | 60 |

イ 各種補助

(単位：千円)

| 区分 | 補助率 | 補助限度額 (3.4.1現在) | 補助金助成件数及び助成額 | | | | | | | |
|-------|--------------------|--------------------|--------------|---------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | | | |
| | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | |
| 集会所施設 | 新築 | 工事精算額の5分の3以内 | 15,000 | 1 | 15,000 | 1 | 15,000 | 1 | 9,900 | |
| | 増及び修繕 | 工事精算額の2分の1以内 | 600 | 26 | 7,071 | 37 | 10,840 | 32 | 5,868 | |
| | 感染症防止対策 | 補助対象経費の10分の10 | 500 | 令和2年度のみ | | | | 26 | 10,752 | |
| 放送設備等 | 新設 | 工事精算額の2分の1以内 | 250 | 1 | 208 | — | — | — | — | |
| | 増及び修繕 | 工事精算額の2分の1以内 | 130 | 10 | 744 | 9 | 988 | 7 | 534 | |
| | アン プ | 新及び増設 | 工事精算額の2分の1以内 | 200 | 3 | 173 | 6 | 910 | 8 | 855 |
| | | 修繕 | 100 | | | | | | | |
| 防犯灯 | 新設・移設 (LEDのみ対象) | 工事精算額の2分の1以内 | 15 | 37 | 844 | 28 | 472 | 28 | 553 | |
| | 支柱の更新・修繕 | 工事精算額の2分の1以内 | 25 | 8 | 186 | 6 | 125 | 4 | 94 | |

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(令和2年度)

| 区分 | 交付金 | 摘要 |
|---------------|-------------|---|
| 防犯灯維持管理事業 | 12,805,615円 | 防犯灯電気料金 既存分 11,967,215円 新設分 838,400円 |
| 新居浜市連合自治会活動事業 | 467,905円 | 研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業 |
| 新居浜市広報活動等事業 | 27,284,680円 | 単位自治会 @ 650×33,274世帯 |
| | | 校区連合自治会 @ 125×33,274世帯 |
| | | 市連合自治会 @ 45×33,274世帯 |
| ごみ減量化等啓発事業 | 440,080円 | @ 10×44,008 |
| コミュニティ活性化事業 | 13,035,464円 | 意欲のある地域で取り組むソフト事業 |
| 計 | 54,033,744円 | |

エ 自治会館新築

令和2年度実績 土橋北自治会館(16,500千円)
(自治総合センター「コミュニティセンター助成事業」)

(4) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

令和2年度開催件数は185件、参加人員は約7,256人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

令和2年度モニター8人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者情報の提供

市のホームページやCATV広報番組を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だよりに「消費生活センター通信」を隔月掲載している。また、消費者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法等を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

イ 消費者学習講座

よりよい消費生活推進のため、市民向けに学習講座を開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者被害防止のための見守り活動

新居浜市消費者安全確保地域協議会による見守り体制の強化を図る。

(3) 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問い合わせに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の予防と早期解決に努めている。また、平成21年度から弁護士又は認定司法書士による消費生活法律相談を月1回実施している。

相談件数

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 件数 | 819 | 869 | 1,064 | 860 | 795 |

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量強調月間を中心にロビー展及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

| 年度 区分 | 昭和48年度～平成7年度 | |
|----------|--------------|-------------|
| | 件数 | 金額 |
| 新築資金 | 215 | 1,197,800千円 |
| 宅地取得資金 | 123 | 508,300 |
| 改修資金 | 308 | 606,240 |
| 合計 | 646 | 2,312,340 |

イ 貸付金回収状況（出納閉鎖後）

(3.5.31 現在・単位：千円)

| 年度 | 調 定 額 | | | 収 入 額 | | | 不 納 欠 損 額 | | | 未 収 入 額 | | |
|-------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|---------|--------|---------|
| | 元金 | 利子 | 計 | 元金 | 利子 | 計 | 元金 | 利子 | 計 | 元 金 | 利 子 | 計 |
| 48～63 | 850,760 | 287,543 | 1,138,303 | 685,184 | 230,922 | 916,106 | | | | 165,576 | 56,621 | 222,197 |
| 元 | 133,628 | 38,519 | 172,147 | 82,580 | 23,751 | 106,331 | | | | 51,048 | 14,768 | 65,816 |
| 2 | 149,568 | 40,743 | 190,311 | 86,097 | 22,959 | 109,056 | | | | 63,471 | 17,784 | 81,255 |
| 3 | 155,381 | 43,420 | 198,801 | 85,050 | 24,304 | 109,354 | | | | 70,331 | 19,116 | 89,447 |
| 4 | 159,356 | 43,932 | 203,288 | 80,310 | 23,251 | 103,561 | | | | 79,046 | 20,681 | 99,727 |
| 5 | 173,648 | 44,922 | 218,570 | 86,258 | 23,124 | 109,382 | | | | 87,390 | 21,798 | 109,188 |
| 6 | 180,046 | 45,296 | 225,342 | 86,213 | 22,239 | 108,452 | | | | 93,833 | 23,057 | 116,890 |
| 7 | 187,197 | 45,341 | 232,538 | 85,226 | 20,595 | 105,821 | | | | 101,971 | 24,746 | 126,717 |
| 8 | 185,556 | 45,251 | 230,807 | 76,630 | 19,722 | 96,352 | | | | 108,926 | 25,529 | 134,455 |
| 9 | 189,320 | 44,259 | 233,579 | 82,199 | 19,353 | 101,552 | | | | 107,121 | 24,906 | 132,027 |
| 10 | 180,958 | 41,929 | 222,887 | 71,506 | 15,817 | 87,323 | | | | 109,452 | 26,112 | 135,564 |
| 11 | 192,660 | 41,306 | 233,966 | 80,085 | 14,626 | 94,711 | | | | 112,575 | 26,680 | 139,255 |
| 12 | 197,028 | 40,212 | 237,240 | 80,139 | 12,436 | 92,575 | | | | 116,889 | 27,776 | 144,665 |
| 13 | 219,847 | 39,024 | 258,871 | 101,067 | 10,612 | 111,679 | | | | 118,780 | 28,412 | 147,192 |
| 14 | 195,221 | 37,759 | 232,980 | 71,628 | 8,562 | 80,190 | | | | 123,593 | 29,197 | 152,790 |
| 15 | 182,439 | 37,093 | 219,532 | 52,350 | 6,452 | 58,802 | | | | 130,089 | 30,641 | 160,730 |
| 16 | 186,336 | 37,373 | 223,709 | 48,708 | 5,297 | 54,005 | | | | 137,628 | 32,076 | 169,704 |
| 17 | 190,008 | 37,204 | 227,212 | 46,095 | 4,256 | 50,351 | | | | 143,913 | 32,948 | 176,861 |
| 18 | 178,378 | 37,272 | 215,650 | 26,978 | 3,283 | 30,261 | | | | 151,400 | 33,989 | 185,389 |
| 19 | 178,573 | 37,597 | 216,170 | 20,979 | 2,642 | 23,621 | | | | 157,594 | 34,955 | 192,549 |
| 20 | 181,954 | 37,919 | 219,873 | 22,319 | 2,450 | 24,769 | | | | 159,635 | 35,469 | 195,104 |
| 21 | 183,115 | 37,835 | 220,950 | 19,534 | 1,898 | 21,432 | | | | 163,581 | 35,937 | 199,518 |
| 22 | 179,953 | 37,792 | 217,745 | 16,533 | 1,772 | 18,305 | | | | 163,420 | 36,020 | 199,440 |
| 23 | 179,337 | 37,452 | 216,789 | 22,739 | 3,322 | 26,061 | | | | 156,598 | 34,130 | 190,728 |
| 24 | 165,863 | 35,207 | 201,070 | 9,066 | 1,507 | 10,573 | | | | 156,797 | 33,700 | 190,497 |
| 25 | 166,998 | 34,461 | 201,459 | 11,997 | 2,038 | 14,035 | | | | 155,001 | 32,423 | 187,424 |
| 26 | 162,538 | 32,932 | 195,470 | 8,441 | 1,425 | 9,866 | | | | 154,097 | 31,507 | 185,604 |
| 27 | 159,251 | 31,832 | 191,083 | 11,514 | 2,888 | 14,402 | | | | 147,737 | 28,944 | 176,681 |
| 28 | 150,819 | 29,139 | 179,958 | 6,016 | 1,404 | 7,420 | 2,438 | 209 | 2,647 | 142,365 | 27,526 | 169,891 |
| 29 | 144,535 | 27,633 | 172,168 | 6,375 | 1,684 | 8,059 | 2,002 | 133 | 2,135 | 136,158 | 25,816 | 161,974 |
| 30 | 137,367 | 25,862 | 163,229 | 5,394 | 1,274 | 6,668 | 7,690 | 1,852 | 9,542 | 124,283 | 22,736 | 147,019 |
| 令和元 | 124,759 | 22,753 | 147,512 | 8,108 | 1,401 | 9,509 | 537 | 12 | 549 | 116,114 | 21,340 | 137,454 |
| 2 | 116,359 | 21,343 | 137,702 | 6,298 | 1,125 | 7,423 | 1,404 | 97 | 1,501 | 108,657 | 20,121 | 128,778 |

(2) 瀬戸会館

所在地

瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿革

昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積

2,257.56㎡

構造

鉄筋コンクリート造2階建

建物面積

634.42㎡

利用状況

13,057人（令和2年度）

5 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種登録の状況

(3.3.31 現在)

| 区分 | | 年度 | | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|-------------|-------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 戸 籍 | 本 籍 数 (件) | | | 57,847 | 57,515 | 57,248 | 56,897 | 56,487 |
| | 本 籍 人 口 (人) | | | 136,152 | 135,085 | 133,984 | 132,792 | 131,447 |
| 住 民 基 本 台 帳 | 日 本 人 | 世 帯 数 (世帯) | | 56,542 | 56,558 | 56,561 | 56,568 | 56,578 |
| | | 人 口 (人) | 男 | 57,663 | 57,213 | 56,728 | 56,340 | 55,852 |
| | | | 女 | 62,619 | 62,098 | 61,406 | 60,793 | 60,204 |
| | 計 | | 120,282 | 119,311 | 118,134 | 117,133 | 116,056 | |
| | 外 国 人 | 世 帯 数 (世帯) | | 797 | 903 | 1,012 | 1,240 | 1,261 |
| 人 口 (人) | | 男 | 419 | 475 | 530 | 668 | 682 | |
| | | 女 | 510 | 565 | 617 | 720 | 701 | |
| 計 | | 929 | 1,040 | 1,147 | 1,388 | 1,383 | | |
| 印 鑑 登 録 (件) | | | | 78,941 | 78,599 | 78,288 | 77,948 | 77,364 |

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(平成28年度182、29年度190、30年度188、令和元年度185、2年度184)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

| 区分 | 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転 入 | | 1,873 | 1,968 | 2,145 | 2,250 | 1,940 |
| うち海外転入 | | 106 | 108 | 133 | 297 | 78 |
| 転 出 | | 1,460 | 1,557 | 1,741 | 1,664 | 1,507 |
| うち海外転出 | | 119 | 144 | 192 | 187 | 97 |
| 転 居 | | 2,908 | 2,861 | 2,712 | 2,983 | 3,068 |
| 世 帯 変 更 | | 1,391 | 1,319 | 1,317 | 1,227 | 1,289 |
| 計 | | 7,632 | 7,705 | 7,915 | 8,124 | 7,804 |

イ 戸籍関係

(単位：件)

| 区分 | 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出 生 | | 1,389 | 1,296 | 1,147 | 1,142 | 1,026 |
| 死 亡 | | 1,975 | 1,953 | 1,814 | 1,867 | 1,996 |
| 婚 姻 | | 1,260 | 1,231 | 1,132 | 1,287 | 1,139 |
| 離 婚 | | 331 | 316 | 309 | 271 | 264 |
| 養子縁組 | | 112 | 101 | 103 | 96 | 108 |
| 養子離縁 | | 29 | 55 | 29 | 36 | 24 |
| 認 知 | | 34 | 26 | 16 | 28 | 15 |
| 転 籍 | | 469 | 524 | 450 | 497 | 426 |
| 入 籍 | | 289 | 287 | 241 | 246 | 224 |
| 分 籍 | | 26 | 16 | 23 | 27 | 14 |
| 訂正・更正 | | 121 | 126 | 132 | 110 | 109 |
| そ の 他 | | 240 | 253 | 219 | 215 | 189 |
| 計 | | 6,275 | 6,184 | 5,615 | 5,822 | 5,534 |

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

| 区 分 | 年 度 | 30 | | 令和元 | | 2 | |
|-------------|-----|---------|------------|---------|------------|---------|------------|
| | | 取扱件数 | 手 数 料 | 取扱件数 | 手 数 料 | 取扱件数 | 手 数 料 |
| | | 件 | 円 | 件 | 円 | 件 | 円 |
| 戸 籍 関 係 | | 31,774 | 18,156,400 | 31,151 | 17,857,200 | 30,396 | 17,682,050 |
| 住 民 票 関 係 | | 57,620 | 17,286,000 | 54,663 | 16,398,900 | 54,589 | 16,376,700 |
| 印 鑑 証 明 書 | | 30,155 | 9,046,500 | 28,565 | 8,569,500 | 28,462 | 8,538,600 |
| 印 鑑 登 録 | | 3,435 | 1,030,500 | 3,326 | 997,800 | 3,405 | 1,021,500 |
| 諸 証 明 書 関 係 | | 1,483 | 444,900 | 1,366 | 409,800 | 1,306 | 391,800 |
| 自動車臨時運行許可 | | 315 | 236,250 | 267 | 200,250 | 266 | 199,500 |
| 船 員 法 関 係 | | 32 | 71,280 | 25 | 61,100 | 36 | 79,080 |
| 個人番号カード関係 | | 1,283 | 648,400 | 814 | 420,500 | 279 | 177,000 |
| 計 | | 126,097 | 46,920,230 | 120,177 | 44,915,050 | 118,739 | 44,466,230 |

(4) 手数料

| 種 類 | | 単位 | 手数料 | 根拠法令等 | 改定年月日 | |
|---------------------|------------|-----|-------|---|--------------|-----------|
| 戸 籍 | 謄・抄本 | 戸 籍 | 1通 | 450円 | 新居浜市手数料条例第2条 | 平成12年4月1日 |
| | | 除 籍 | 1通 | 750 | 〃 | 〃 |
| | 記載事項証明 | 戸 籍 | 1件 | 350 | 〃 | 〃 |
| | | 除 籍 | 1件 | 450 | 〃 | 〃 |
| | 受理又は記載事項証明 | 1通 | 350 | 〃 | 〃 | |
| 住 民 票 | 写 し(全部・一部) | 1通 | 300 | 〃 | 平成10年6月1日 | |
| | 閱 覧 | 1件 | 300 | 〃 | 〃 | |
| | 諸 証 明 | 1件 | 300 | 〃 | 〃 | |
| 印 鑑 証 明 手 数 料 | | 1通 | 300 | 〃 | 〃 | |
| 印 鑑 登 録 証 交 付 手 数 料 | | 1件 | 300 | 〃 | 平成17年4月1日 | |
| 船舶の航行に関する報告書の証明 | | 1通 | 2,600 | 〃 | 平成14年7月1日 | |
| 雇入契約のない船長の就退職等の証明 | | 1通 | 870 | 〃 | 〃 | |
| 船員手帳記載事項の証明 | | 1通 | 870 | 〃 | 〃 | |
| 船員手帳の交付又は書換え | | 1件 | 1,950 | 〃 | 平成16年4月1日 | |
| 船員手帳の訂正 | | 1件 | 430 | 〃 | 平成14年7月1日 | |
| 通知カードの再交付 | | 1枚 | 500 | 〃 | 平成27年10月5日 | |
| 個人番号カードの再交付 | | 1枚 | 800 | 〃 | 平成28年1月1日 | |
| 公的個人認証サービス手数料 | | 1件 | 200 | 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号、同項第5号 | 平成28年1月1日 | |

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第1火曜日、第2水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

(6) おくやみコーナー

死亡に伴う諸手続をサポートする「おくやみコーナー」を平成31年3月15日に市民課に開設

(単位：件)

| 区分 \ 年度 | 30 | 令和元 | 2 |
|---------|----|-----|-----|
| 対応件数 | 29 | 844 | 951 |

(7) 個人番号カード

(単位：枚)

| 区分 \ 年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 交 付 枚 数 | 1,652 | 6,727 | 1,355 | 1,225 | 1,980 | 19,612 |
| 交 付 累 計 枚 数 | 1,652 | 8,379 | 9,734 | 10,959 | 12,939 | 32,551 |
| 交 付 率 (%) | 1.34 | 6.85 | 8.00 | 9.06 | 10.79 | 27.36 |
| 更 新 枚 数 | — | — | — | — | 17 | 323 |
| 電子証明書更新枚数 | — | — | — | — | 990 | 4,540 |
| 通知カード再交付枚数 | 310 | 1,003 | 1,429 | 1,472 | 914 | 168 |

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(3.3.31 現在)

| 年 度 | 町 名 (丁目) | 実施日 | 面 積 | 一町平均面積 | 町数 | 街区数 | 世帯数 | 人口 |
|-------|---|---------------|------------|---------|-----|-------|--------|--------|
| 第1年度 | 大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目 | S. 40. 5.1 | 1,750,000 | 159,000 | 11 | 93 | 2,493 | 4,620 |
| 第2年度 | 磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番) | 41. 5.1 | 7,086,000 | 506,000 | 14 | 186 | 4,243 | 8,381 |
| 第3年度 | 繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目 | 42. 5.1 | 3,021,000 | 251,000 | 12 | 115 | 2,561 | 4,778 |
| 第4年度 | 一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目 | 43. 5.1 | 3,067,000 | 170,000 | 18 | 205 | 6,598 | 13,776 |
| 第5年度 | 宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町 | 46. 5.1 | 2,664,000 | 190,000 | 14 | 180 | 5,416 | 10,900 |
| 第6年度 | 松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目 | 48.11.1 | 3,334,000 | 222,000 | 15 | 194 | 4,774 | 9,030 |
| 第7年度 | 喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町 | 49.10.1 | 3,777,000 | 188,000 | 20 | 254 | 4,840 | 10,120 |
| 第8年度 | 滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町 | 50.10.1 | 3,637,000 | 202,000 | 18 | 223 | 5,934 | 12,250 |
| 第9年度 | 東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町 | 52. 8.1 | 3,140,000 | 157,000 | 20 | 209 | 4,310 | 9,077 |
| 第10年度 | 宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目 | 55. 5.1 | 2,444,000 | 188,000 | 13 | 161 | 3,627 | 7,955 |
| 第11年度 | 楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目 | H. 18.10.1 | 5,310,000 | 331,000 | 16 | 193 | 2,296 | 4,363 |
| 計 | 171 町 | | 39,230,000 | 229,000 | 171 | 2,013 | 47,092 | 95,250 |

※ 令和3年3月31日現在の全市の住基人口117,439人、世帯数57,839世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(令和3年3月31日現在の該当住基人口3,794人、世帯数1,840世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(3.4.1 現在)

| 種 類 | 受 け る 要 件 | 年 金 額 |
|--------|---|--|
| 老齡基礎年金 | 10年以上の資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (また、60歳から64歳までの希望する年齢から、減額された年金を繰り上げて受けることもできる。) | $780,900円 \times \frac{\text{納保した月数} + \frac{\text{免除された月数}}{2}}{\text{加入可能年数}} \times \frac{4}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{3} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{4} \times \frac{6}{8} + \frac{\text{免除された月数}}{5} \times \frac{7}{8}$ 加入可能年数×12(月) |
| 障害基礎年金 | 初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。 | 1級 97万6,125円(月額8万1,343円) 2級 78万900円(月額6万5,075円) |
| 遺族基礎年金 | 保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齡基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。 | 子のある配偶者、子の受ける基本額 78万900円 子の受ける加算 1人目・2人目 各22万4,700円 3人目以降 7万4,900円 |
| 寡婦年金 | 保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。 | 夫が受けられたであろう 老齡基礎年金の $\frac{3}{4}$ |
| 死亡一時金 | 保険料を3年以上納めた人が、老齡・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。 | 保険料納付済期間 3年以上15年未満 12万円 15年以上20年未満 14.5万円 20年以上25年未満 17万円 25年以上30年未満 22万円 30年以上35年未満 27万円 35年以上 32万円 |

※老齡基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月分までは下段の係数を乗じる。

イ 保険料 (3.4.1 現在)

- ・定額保険料 1カ月 1万6,610円
- ・付加保険料 1カ月 400円

ウ 被保険者数

(3.3.31 現在・単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 第1号被保険者数 | 任意加入者 | 第3号被保険者数 | 計 |
|-----|-----|----------|-------|----------|--------|
| 28 | | 11,372 | 179 | 8,521 | 20,072 |
| 29 | | 10,974 | 157 | 8,284 | 19,415 |
| 30 | | 10,626 | 168 | 8,049 | 18,843 |
| 令和元 | | 10,489 | 172 | 7,695 | 18,356 |
| 2 | | 10,267 | 154 | 7,479 | 17,900 |

エ 支給状況

(単位：件・円)

| 年度 | 区分 | 旧法老齢年金 | | 旧法障害年金 | | 遺族基礎年金 | | 寡婦年金 | |
|-----|----|----------|----------------|----------|---------------|--------|-------------|------|-----------|
| | | 新法老齢基礎年金 | | 新法障害基礎年金 | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 28 | | 1,376 | 457,542,818 | 63 | 54,021,925 | 231 | 176,291,300 | 16 | 6,510,433 |
| | | 33,298 | 21,708,775,765 | 2,171 | 1,863,469,625 | | | | |
| 29 | | 1,203 | 405,133,559 | 54 | 46,368,350 | 235 | 180,419,975 | 15 | 6,344,653 |
| | | 34,411 | 22,270,438,500 | 2,209 | 1,893,732,350 | | | | |
| 30 | | 1,044 | 354,702,305 | 51 | 43,835,625 | 219 | 167,045,508 | 13 | 5,366,062 |
| | | 34,851 | 22,571,304,928 | 2,250 | 1,925,484,575 | | | | |
| 令和元 | | 890 | 304,922,684 | 47 | 40,760,225 | 209 | 157,297,000 | 13 | 5,371,567 |
| | | 35,204 | 22,852,017,788 | 2,313 | 1,978,604,200 | | | | |
| 2 | | 744 | 258,017,767 | 44 | 38,498,725 | 214 | 162,352,290 | 13 | 5,382,587 |
| | | 35,455 | 23,105,688,213 | 2,370 | 2,029,162,025 | | | | |

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

| 種類 | 年金額（令和3年4月現在） | 備考 |
|--------|---------------|-------------------|
| 老齢福祉年金 | 年額 400,100円 | 明治44年4月1日以前に生まれた人 |

イ 支給状況

| 年度 | 老齢福祉年金 | |
|-----|--------|-------|
| | 件数（件） | 金額（円） |
| 28 | 0 | 0 |
| 29 | 0 | 0 |
| 30 | 0 | 0 |
| 令和元 | 0 | 0 |
| 2 | 0 | 0 |

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(いはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、市内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

平成26年度・令和元年度には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施。

令和3年3月に第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・新居浜市立女性総合センターロビー展、図書館ロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にいはま女性フォーラムの開催(新型コロナウイルス感染拡大により中止)

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成26年度 桂あやめ

「女と男、笑いでコミュニケーション」

平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～

誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は

“男女共同参画”から」

平成30年度 露の団姫

「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26・令和元年度)

(4) 女性国内派遣

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

平成30年度 広島市 1名

令和元年度 大阪市 1名

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大により派遣中止

(5) 縁結びサポート事業

少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚の支援を行っている。

平成29年9月に「新居浜市縁結びサポートセンター」を新居浜市立女性総合センター内に開設し、お見合いシステムである「愛結び」コーナーを設置、週4日間運営をしている。令和2年度は、月130人程度の利用があり、79組のカップルが成立した。交流イベントは、市内会場において6回開催し、男女160人が参加し、30組のカップルが成立した。また、結婚サポーターを20人認定し、カップルから成婚へ向け結婚支援を行っている。

(6) 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中、新居浜市立女性総合センター等にて、暴力根絶のシンボルであるパープルにちなんだ啓発事業を行っている。

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

| | |
|-----------------|---|
| 指定期間 | 平成31年4月1日～ 令和6年3月31日（5年間） |
| 所在地 | 庄内町四丁目4番19号 ☎37-1700 |
| 敷地面積 | 5,756.85㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| 延床面積 | 2,088.12㎡ |
| 建設事業費 | 6億7,883万8,000円 |
| 竣工 | 平成2年3月15日 |
| 駐車場拡張工事費（平成6年度） | 4億8,039万6,000円 |
| 建物構造 | 1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡) 2階 第2講習室（OA実習室）(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡) 3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡) |
| その他 | 駐車収容台数 自動車 145台 自転車等 70台 |

(1) 令和2年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|----------------------------------|------|
| 初心者のためのパソコン入門講座 | 134 |
| エクセル基礎講座 | 146 |
| 主要3アプリ基礎講座 (ワード・エクセル・パワーポイント) | 90 |
| 再就職に備える！ ワード&エクセル基礎講座 | 190 |

イ 社会参加促進事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|-------------|------|
| ボールペン習字講座 | 115 |
| キラキラ更年期体操講座 | 26 |

ウ 生活・教養事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|-----------------------------|------|
| パソコン活用術講座 ～はがき作成とデジカメ編集～ | 148 |
| みんな大好き！手作りスイーツ講座 | 63 |
| 季節のおもてなし料理教室 | 32 |
| エコクラフト講座 | 35 |
| 在宅でできる医療と介護の講座 (出前講座) | 11 |

エ 子育て支援事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|--------------------------|------|
| 親子でいっしょに体操講座 | 76 |
| 家族といっしょにうどん作り講座 | 21 |
| 家族といっしょに簡単工作講座 (出前講座) | 4 |
| 読み聞かせ講座 (出前講座) | 9 |

オ 健康増進事業 (単位：人)

| 事業名 | 参加人員 |
|------------|------|
| リズム体操講座 | 525 |
| 生きいきダンス講座 | 181 |
| はつらつ健康体操講座 | 267 |
| ヨーガ講座 1・2 | 442 |
| ピラティス講座 | 128 |

(2) 使用料

次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）（単位：円）

| 区分 | 9時から 12時まで | 13時から 17時まで | 17時から 22時まで | 9時から 22時まで | 備考 | |
|---------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|----------------------------|-------|
| 第1講習室 | 400 | 500 | 600 | 1,500 | 冷房使用 5割増 暖房使用 3割増 | |
| 第2A 講習室 （実習室） | 個人使用 | 200 | 300 | 400 | | 900 |
| | 団体使用 （6人以上） | 1,000 | 1,500 | 2,000 | | 4,500 |
| 料理実習室 | 600 | 800 | 1,000 | 2,400 | | |
| 軽運動室 | 個人使用 | 100 | 100 | 100 | | 300 |
| | 団体使用 （11人以上） | 1,000 | 1,000 | 1,000 | | 3,000 |
| 多目的ホール | 2,000 | 3,000 | 4,000 | 9,000 | | |
| 生活科学研修室 （テスト室） | 400 | 500 | 600 | 1,500 | | |
| 研修室 （視聴覚室） | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 4,500 | | |
| 和室（茶室付） （1号） | 400 | 500 | 800 | 1,700 | | |
| 和室 （2号） | 400 | 500 | 800 | 1,700 | | |

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可を受けた使用料の1時間当たりの額（10円未満は切り捨て）に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況（単位：人）

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 53,349 | 52,346 | 51,899 | 50,674 | 22,176 |

（令和2年度）

| 区 分 別 利 用 者 | | | | |
|-----------------|----------|--|--|--|
| 勤 労 女 性 | 5,877 人 | | | |
| 家 庭 女 性 | 10,847 人 | | | |
| そ の 他（男性・子供） | 5,452 人 | | | |
| 分 類 不 明 | 0 人 | | | |
| 年 齢 階 層 別 利 用 者 | | | | |
| 30 歳 未 満 | 1,859 人 | | | |
| 30 ～ 39 歳 | 1,674 人 | | | |
| 40 ～ 49 歳 | 2,957 人 | | | |
| 50 歳 以 上 | 15,686 人 | | | |
| 分 類 不 明 | 0 人 | | | |

10 人 権 擁 護

(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえのない命と人権が尊重され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、平成26年3月及び令和3年3月には、これまでの取組みを継承・発展させるとともに新たな課題にも対応するための見直しを行っている。

(2) 人権相談体制の確立

複雑・多様化している人権侵害等による被害者の救済を図る必要があるため、市民が気軽に相談できるよう「人権相談窓口」を設置しており、市民から寄せられた人権に関わるさまざまな内容の相談に対応している。

11 防 災 対 策

全国的に風水害、台風、地震などの自然災害が増加し、各地で甚大な被害が発生しており、その教訓を踏まえ、災害に強く、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、防災・減災体制の強化に努める。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画の修正及び県が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、「減災」の考え方を新たな防災の基本方針として、令和2年度に地域防災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

災害時の情報を迅速かつ的確に把握するため、平成8年度から移動系防災行政無線の運用を開始した。

また、平成23年4月より別子山・新居浜地域が一体となった同報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALERT（全国瞬時警報システム）との接続を行うとともに、より迅速に市民に緊急情報を伝達するため、平成24年度に自治会の既設広報塔と接続し、可聴範囲の拡大を図った。

さらには、平成29年度に総務省実証事業により無線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るため防災行政無線と連動できるコミュニティFMラジオ局を平成30年4月に開局し、あわせて緊急放送時に自動起動する防災ラジオの市民への普及をすすめている。その他実証事業をきっかけに河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

また、消防防災合同庁舎の竣工に伴い、防災情報システムを導入し、正確な情報を迅速に収集して、適切に対応するとともに、円滑な避難行動に繋げるため、河川水位情報や避難状況などの情報を集約して把握し、市民・関係機関との情報共有を図り、被害の未然防止と最小化の実現をすすめている。

(3) 防災用品の備蓄

日用品、毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、発電機及びおむつなど、応急的援護物資を備蓄している。

また、感染症対策として各避難所へマスク、フェイスシールド、手袋等の衛生用品を配布している。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講習会の開催、防災マップの配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施する。

(6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもってもらえるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

(自主防災組織数) 172自治会 300単位自治会

(3.4.1 現在)

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、平成18年度に作成した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

(9) 新居浜市防災センターの設置

新居浜市防災センターは、市民一人ひとりが「自助」「共助」について学び、考えることにより、地域防災力を向上させることを目的として、令和2年4月オープンした。

防災センターでは、災害から身を守り抜くことをコンセプトに、自分に関わる災害を知り、災害を疑似体験し、災害対応能力を身に付けられるよう、市民への防災教育を積極的に推進する。

(10) 国土強靱化計画の策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を策定した。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・46団体で構成
- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

13 交通安全対策

(1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚

- ・春秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動を実施
- ・老人クラブ・婦人会・公民館等との連携、協力を得ながら、各団体の実情に応じたDVD映像、チラシ等による交通安全講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、歩行及び自転車等の実技指導、DVD映像等の視覚でとらえた教育の実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実
母の会会員数 9,932人（3.4.1現在）

- ・幼児交通安全クラブ(こじかクラブ)の母と子の安全教育を実施

クラブ数 34 会員数 2,372人（3.4.1現在）

- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員

小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 45人（3.4.1現在）

(2) 交通事故の状況（新居浜署管内）

| 区分 | 年 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数(件) | | 335 | 406 | 365 | 283 | 232 |
| 死者(人) | | 9 | 4 | 5 | 1 | 5 |
| 傷者(人) | | 383 | 474 | 410 | 320 | 265 |

(3) 時間別、事故類型別の事故（新居浜署管内）

| 区分 | 平成30年 | | | 令和元年 | | | 2 | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) | |
| 時間別 | 0～2 | 6 | 0 | 8 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 8 |
| | 2～4 | 8 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 |
| | 4～6 | 4 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 3 | 0 | 4 |
| | 6～8 | 42 | 0 | 47 | 27 | 1 | 30 | 25 | 0 | 28 |
| | 8～10 | 45 | 0 | 52 | 29 | 0 | 30 | 29 | 1 | 30 |
| | 10～12 | 44 | 0 | 51 | 44 | 0 | 47 | 28 | 0 | 31 |
| | 12～14 | 36 | 1 | 40 | 40 | 0 | 44 | 22 | 0 | 22 |
| | 14～16 | 53 | 0 | 63 | 28 | 0 | 33 | 35 | 1 | 42 |
| | 16～18 | 59 | 1 | 65 | 65 | 0 | 79 | 43 | 0 | 57 |
| | 18～20 | 44 | 1 | 47 | 29 | 0 | 35 | 29 | 2 | 28 |
| | 20～22 | 18 | 0 | 21 | 15 | 0 | 16 | 6 | 0 | 6 |
| 22～24 | 6 | 0 | 6 | 2 | 0 | 2 | 5 | 0 | 7 | |
| 合計 | 365 | 5 | 410 | 283 | 1 | 320 | 232 | 5 | 265 | |
| 事故類型別 | 歩行者事故 | 37 | 0 | 41 | 30 | 1 | 29 | 25 | 2 | 24 |
| | 自転車事故 | 71 | 3 | 68 | 50 | 0 | 51 | 45 | 1 | 45 |
| | 車両相互 | 246 | 2 | 288 | 193 | 0 | 230 | 156 | 1 | 190 |
| | その他 | 11 | 0 | 13 | 10 | 0 | 10 | 6 | 1 | 6 |

(4) 法令違反別交通事故（第一当事者が関与した事故）

| 違反別 | 区分 | 平成30年 | | | 令和元年 | | | 2 | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) | 件数(件) | 死者(人) | 傷者(人) |
| 信号無視 | | 14 | 1 | 17 | 14 | | 2 | 12 | | 2 |
| 速度違反 | | | | | | | | 1 | | |
| 追越違反 | | 1 | | 1 | 1 | | | 6 | | 4 |
| 右左折違反 | | 7 | | 7 | 7 | | 1 | 1 | | |
| 後退・横断・転回 | | | | | 1 | | | 1 | | |
| 優先通行妨害 | | 5 | 1 | 6 | | | | 2 | | |
| 交差点安全進行義務違反 | | 78 | 2 | 83 | 50 | | 9 | 49 | | 6 |
| 歩行者妨害 | | 12 | | 14 | 4 | | | 6 | | |
| 横断自転車妨害 | | 4 | | 4 | 1 | | | 1 | | |
| 徐行違反 | | 12 | | 14 | 7 | | 2 | 6 | | 3 |
| 一時停止違反 | | 19 | | 20 | 16 | | 4 | 9 | | 3 |
| 酒酔い運転 | | 1 | | 1 | | | | | | |
| 過労運転 | | | | | | | | | | |
| 安全運転義務違反 | 運転操作不適 | 6 | | 8 | 14 | | 8 | 7 | | 1 |
| | 前方不注意 | 73 | 1 | 92 | 72 | | 3 | 54 | | |
| | 安全不確認 | 80 | | 85 | 65 | | 8 | 50 | 1 | 2 |
| | その他 | 40 | | 44 | 26 | | 3 | 16 | | 1 |
| その他 | | 11 | | 12 | 4 | | 1 | 11 | | 2 |
| 歩行者違反 | 信号無視 | | | | | | | | | |
| | 横断違反 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | 1 | | 1 | | | |
| 内数(三悪) | 速度 | | | | | | | | | |
| | 飲酒 | 6 | 1 | 7 | 1 | | | 3 | | 1 |
| | 無免許 | 2 | | 2 | 2 | | | | | |

14 環境政策

(1) 環境基本計画推進

ア 年次報告書作成

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、令和元年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し、公表した。

イ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（通称ニームス）により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

ウ 省エネ法への対応

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に対応し、全庁的な省エネの推進や啓発を行うため、

平成22年11月に省エネ推進会を発足し、施設ごとに作成している管理標準に基づき、継続的な省エネ活動に取り組んでいる。

エ 第2次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境課題へも対応するため、「第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、計画書に基づいた環境施策を推進している。平成31年3月に中間見直しを行い、成果指標及び目標値と市、市民、事業者の取組について一部修正した。

(2) 環境活動推進

ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化防止対策等を協議し、継続的に取り組んでいる。令和2年度は、マイバッグ持参推進キャンペーンの実施のほか、出前講座の実施や運転免許更新時にエコドライブ啓発チラシの配布、定期的な市政だよりへの記事の掲載などを行った。

イ いはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。令和2年度は、市の委託事業として自然観察体験会、環境家計簿普及啓発、自転車マイレージ活動、ごみ減量・3R活動推進講習会などを実施した。

ウ みどりのカーテンの普及

ゴーヤ等の植物を育成して作る「みどりのカーテン」の普及を目的にフォトコンテストを開催し、省エネに対する意識啓発を行った。

エ 省エネ・新エネ設備導入支援

地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、省エネ・新エネ設備に対し導入支援補助金を交付している。令和2年度は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス及び家庭用蓄電池システムの設備に対し、導入支援補助金を交付した。

令和2年度設置補助件数 116件

オ 電動アシスト自転車購入支援

高齢者の移動手段の確保による地域のコミュニティの活性化、高齢者ドライバーの免許返納の促進、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進を目的として、65歳以上の市民を対象に、電動アシスト自転車の購入支援補助金を交付した。

令和2年度購入補助件数 280件

(うち免許返納者 94件)

15 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内各所を巡回して集合注射と犬の登録を実施している。(令和2年度は中止)

犬の登録は生涯1回。(登録手数料3,000円、集合注射料3,100円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

| 区分 | 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予 防 接 種 数 | | 3,817 | 3,831 | 3,812 | 3,839 | 3,776 |
| 処 分 (引取り、その他) | | 89 | 64 | 61 | 46 | 41 |

イ こん虫駆除

衛生害虫(蚊・ハエ)の発生源は、公共発生源と家庭内発生源に分けられるが公共発生源については、4月から10月までを中心に業務委託により駆除活動を行っている。

家庭内発生源については、必要希望世帯に窓口で薬剤を無料配布し、駆除を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾り付け、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。(10円未満は切捨て)

葬 祭 具 (単位：円)

| 使用料区分 | 使 用 料 | |
|----------------------|--------|--------|
| | 大 人 | 小 人 |
| 祭 壇 一 式 (仏式又は神式) | 45,000 | 45,000 |
| 仏、神具一式 (棺箱、箱、その他) | 19,000 | 16,500 |

霊柩自動車 (15.4.1改定・単位：円)

| 車種別使用料 距離区分 | 普通車 | 特別車 |
|---|--------|--------|
| 10キロメートル以下 | 12,970 | 19,510 |
| 10キロメートルを超え 20キロメートル以下 | 15,400 | 23,530 |
| 20キロメートルを超え 30キロメートル以下 | 18,860 | 29,290 |
| 30キロメートルを超え 40キロメートル以下 | 22,300 | 35,040 |
| 40キロメートルを超え 50キロメートル以下 | 25,760 | 40,800 |
| 50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで) (を増すごとの加算額) | 5,530 | 9,220 |

イ 使用状況 (単位：件)

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|------|----|----|----|-----|----|
| 申請件数 | 59 | 57 | 40 | 34 | 29 |

(3) 火葬場

ア 施設の概要

| 区 分 | 新居浜市斎場 | 大島火葬場 | 別子山火葬場 |
|---------|-----------------------------------|-----------|--------------|
| 所在地 | 磯浦町19番1号 ☎34-8163 | 大島甲1254番地 | 別子山乙540番地の1 |
| 敷地面積 | 1万4,190.58㎡ | 243.71㎡ | 516.45㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 木造平家建 | 鉄骨造平家建銅板瓦棒ぶき |
| 建物面積 | 1,787.64㎡ | 28.66㎡ | 65.13㎡ |
| 開設年月 | 昭和59年4月 | 昭和30年1月 | 平成4年3月 |
| 火葬炉数(基) | 火葬炉(8) | 火葬炉(1) | 火葬炉(1) |
| 室 構 成 | 待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等 | — | — |
| 事業費 | 建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円 | — | — |

使用料

(令和元.10.1改定)

| 火葬場名称 | 施設名称 | 種 別 | 単 位 | 使用料 (円) | | 摘 要 |
|--------------|-------|-------|-----------|---------|--------|---|
| | | | | 市内居住者 | 市外居住者 | |
| 新居浜市 斎 場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 20,000 | <ul style="list-style-type: none"> 使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに220円を加算する。 |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 10,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 4,500 | |
| | | 手術肢体 | 10キログラム以内 | 2,200 | 6,600 | |
| | | 産汚物 | 10キログラム以内 | 2,200 | 6,600 | |
| | 霊安室 | 遺体保管 | 1回(2日以内) | 1,100 | 3,300 | |
| | 式 場 | 葬 儀 | 1回(3時間以内) | 5,500 | 16,500 | |
| 待 合 室 | | | 無 料 | 無 料 | | |
| 大島火葬場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 1,000 | |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 1,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 500 | |
| 別子山 火 葬 場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 15,000 | |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 9,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 3,000 | |

イ 使用状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
| 斎場 | 火葬室 | 1,636 | 1,622 | 1,549 | 1,572 | 1,628 |
| | 霊安室 | 26 | 49 | 36 | 38 | 43 |
| | 式室 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 大島 | 火葬場 | — | — | — | — | — |
| 別子山 | 火葬場 | — | — | — | — | — |
| 計 | 火葬場 | 1,636 | 1,622 | 1,549 | 1,572 | 1,628 |
| | 霊安室 | 26 | 49 | 36 | 38 | 43 |
| | 式室 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |

大島火葬場・別子山火葬場は平成26年4月1日より休止

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

| 墓地名 | 所在地 | 面積 (㎡) |
|----------|-----------|-----------|
| 第1 真光寺墓地 | 中村484番地の1 | 24,486.00 |
| 第2 真光寺墓地 | 中村483番地の4 | 3,299.00 |
| 土ヶ谷墓地 | 磯浦町15番 | 15,154.25 |
| 黒岩墓地 | 王子町5番 | 2,930.21 |

使用料 (永代) 0.1㎡当たり 21,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を設置した。また、第3平尾墓園として平成2年度に第1工区511区画、平成6年度に第2工区517区画、平成11年度に第3工区301区画、平成14年度に第4工区416区画の1,745区画を設置した。

平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を設置し、平成22年度から供用を開始した。

平成29年度には、1体用納骨壇1基100区画(100体用)を増設した。

| 区分 | 第1平尾墓園 | 第2平尾墓園 | 第3平尾墓園 |
|------------|--------------------------------------|--------------|-----------|
| 所在地 | 観音原町甲894番地の1 | 観音原町乙106番地の2 | 郷乙154番地の3 |
| 敷地面積 (㎡) | 9,950 | 5,061 | 15,098 |
| 墓域面積 (㎡) | 6,415 | 5,061 | 7,305 |
| 1区画面積 (㎡) | 3.3 | 3.3 | 3.3 |
| 墓所区画数 (区画) | 1,530 | 501 | 1,745 |
| 主な施設 | 管理事務所・休憩所 (東屋・パーゴラ) トイレ・駐車場・給水施設・照明灯 | | |
| 総事業費 (千円) | 252,179 | 86,459 | 507,491 |
| 永代使用料 (円) | 1区画 525,000 | | |
| 管理料 (円) | 1区画 1年につき 2,500 | | |

| 区分 | 第2平尾墓園合葬納骨施設 |
|----------|---|
| 所在地 | 観音原町乙106番地の2 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造平家建 |
| 延床面積 (㎡) | 174.92 |
| 開設年月 | 平成22年4月 |
| 主な設備 | 合葬式納骨壇(1体用) 3基300区画(300体分) 合葬式納骨壇(2体用) 5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか |
| 使用期間 | 合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代 |
| 使用料 | 合葬式納骨壇(1体用)…1年につき11,000円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき22,000円 合葬室…1体につき11,000円 |

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

| 測定局名 | 高津 | 泉川 | 多喜浜 | 金子 | 中村 | 工業高 |
|---------|----|----|-----|----|----|-----|
| 二酸化硫黄 | ○ | | ○ | ● | ● | ● |
| 浮遊粒子状物質 | ○ | | ○ | ● | ● | ● |
| 窒素酸化物 | ○ | ○ | | ● | ● | |
| オキシダント | ○ | ○ | | ● | ● | |
| 炭化水素 | ○ | | | ● | | |
| 風向・風速 | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● |
| 微小粒子状物質 | | | | ● | ● | |

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川13地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

| 種類 年度 | 大気 | 水質 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌 地盤 | その他 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----------|-----|-----|
| 28 | 63 | 8 | 17 | 2 | 9 | 0 | 2 | 101 |
| 29 | 59 | 8 | 16 | 0 | 13 | 0 | 0 | 96 |
| 30 | 63 | 6 | 10 | 0 | 4 | 0 | 0 | 83 |
| 令和元 2 | 41 | 2 | 11 | 0 | 3 | 0 | 0 | 57 |
| 2 | 67 | 4 | 11 | 1 | 8 | 0 | 0 | 91 |

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

| 協定締結年月日 | 協定締結企業(組合)名 |
|-------------|------------------|
| 昭和45年12月28日 | 住友金属鉱山株式会社東予製錬所 |
| 昭和51年11月20日 | 新居浜工業団地協同組合 |
| 昭和52年 2月 8日 | 協同組合新居浜重機械工業団地 |
| 平成21年11月 4日 | 住友金属鉱山株式会社 |
| " | 住友化学株式会社 |
| " | 住友重機械工業株式会社 |
| " | 住友共同電力株式会社 |
| " | 日本エイアンドエル株式会社 |
| " | 日本ケッチェン株式会社 |
| " | 住友重機械ハイマテックス株式会社 |

16 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、令和元年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

令和2年度委託料 12,992,214円

イ 収集状況

(令和2年度)

| 区分 | 委託業者 | | 許可業者 | | 計 |
|----------|------|--------|--------|------|--------|
| | し尿 | し尿 | し尿 | 浄化汚泥 | |
| 収集量 (kl) | 333 | 13,863 | 15,471 | | 29,667 |
| 車両 (台) | 286 | 8,077 | 5,510 | | 13,873 |

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(令和元. 10. 1 改定)

| 区 分 | 適 用 範 囲 | 料 金 (円) |
|------|--------------|-------------------------|
| し尿処理 | 従量制 し尿の収集、運搬 | 18リットルにつき 220 |
| | | 18リットルに満たない端数につき 110 |

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

令和2年度補助設置基数 24基

総事業費 8,214,000円

令和2年度までの補助事業設置累計は2,140基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第六次長期総合計画において、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立等を目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月、平成23年11月及び令和3年3月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を区分し、10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年から実施している。

ウ ごみ量

(単位：t)

| 区分 年度 | 収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。) | | | | | | | | | | | 直 接 搬入量 |
|----------|-------------------------|-----------------|-----|-----|-------|----|------------|------|------|------|--------|------------|
| | 燃やす ごみ | プラスチック 製容器包装 | びん | 缶 | 古紙類 | 布類 | ペット ボトル | 有害ごみ | 不燃ごみ | 大型ごみ | 合 計 | |
| 27 | 21,541 | 1,106 | 859 | 271 | 2,081 | — | 206 | 51 | 541 | 551 | 27,207 | 20,153 |
| 28 | 20,697 | 1,104 | 787 | 259 | 1,985 | 16 | 207 | 46 | 472 | 549 | 26,122 | 19,474 |
| 29 | 20,434 | 1,121 | 790 | 263 | 1,769 | 54 | 207 | 43 | 398 | 521 | 25,600 | 19,728 |
| 30 | 20,168 | 1,082 | 766 | 222 | 1,657 | 44 | 217 | 35 | 400 | 429 | 25,020 | 20,237 |
| 令和元 | 20,107 | 1,055 | 753 | 209 | 1,588 | 44 | 219 | 38 | 366 | 436 | 24,815 | 20,549 |
| 2 | 19,946 | 1,074 | 634 | 218 | 1,453 | 46 | 223 | 37 | 347 | 448 | 24,426 | 20,139 |

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。
布類は平成28年10月から開始。

エ 収集委託の状況（令和元年10月～）

| | 市内(大島・別子山地区を除く) | | 大島地区 | | 別子山地区 | |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------|------|---------------------|-------|-------------|
| 燃やすごみ | 5業者 | 機械車(2t積)11台 | 1業者 | 小型ダンプ車 (0.7t積)1台 | 1業者 | ダンプ車(2t積)1台 |
| プラスチック製 容器包装 | 3業者 | 機械車(2t積)3台 | | | | |
| びん・缶・有害ごみ | 1業者 | ダンプ車(2t積)4台 | | | | |
| 古紙類 | 3業者 | ダンプ車(2t積)3台 | | | | |
| 不燃ごみ・布類 | 1業者 | ダンプ車(2t積)1台 | | | | |
| ペットボトル | 1業者 | 機械車(2t積)1台 | | | | |
| 大型ごみ | 2業者 | ダンプ車(2t積)2台 軽四貨物車 2台 | | | | |
| ふれあい収集 | 1業者(車輛は収集先・収集 件数により適宜対応) | | | | | |

注：令和2年度委託料 3億3,108万8,608円

オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。動物の死体、多量のごみ及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(30.7.1改定・単位：円)

| 区 分 | | | 金 額 | |
|----------------|--|---|-----------------------|-----|
| 一般廃棄物 処理手数料 | 犬猫等の死体 | 市の施設に自ら搬入し、市が処分をするとき。 | 1体につき | 300 |
| | ごみ | 次のいずれかに該当する場合であって、市が処分をするとき。 1 事業活動に伴って排出されるごみを市の施設に自ら搬入するとき。 2 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市の施設に搬入するとき。 | 1台につき 10キログラムまでごとに | 100 |
| 産業廃棄物 処理手数料 | 市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。 | | | |

カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに伴い、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみの回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

令和2年度 174団体
資源回収量 1,176,110kg
奨励金額 5,824,262円

ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

令和2年度 コンポスト 23基
密閉式容器 10基
電気式生ごみ処理機 21基
補助金額 433,100円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にいはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

令和2年度 段ボールコンポスト 599個
講習会開催回数 28回

17 環 境 施 設

ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在9事業者31店舗)

コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。

また、家庭から出る不用品を有効活用させるために「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所124団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止した。

シ 「きれいなまち新居浜をみんなでつくる」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロールを行うとともに、警告看板及び不法投棄の多発地点市内10か所に監視カメラを設置している。

令和2年度は、角野校区、大生院校区、大島校区では、校区連合自治会が中心となり、河川や山林に不法投棄されたごみの撤去作業を実施した。

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した旧清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

また、平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

| | |
|-------|---|
| 所在地 | 観音原町乙122番地の1 ☎41-4225 |
| 敷地面積 | 約28,000㎡ |
| 完成 | 平成15年3月 |
| 総事業費 | 約124億円 |
| 建設工事費 | 110億400万円 |
| 延床面積 | ごみ焼却施設…… 12,813㎡ 粗大ごみ処理施設… 2,881㎡ 管理棟…………… 1,804㎡ |

(ア) ごみ焼却施設

| | |
|---------|--|
| 処理能力 | 201トン/日 (67トン/日×3炉) |
| 焼却炉形式 | 全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉 |
| 余熱利用設備 | 発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kw) ・場内冷暖房及び給湯、売電 |
| 排ガス処理設備 | ばいじん……バグフィルタ 硫酸化合物……消石灰噴霧 塩化水素……消石灰噴霧 窒素化合物……脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧 |

(イ) 粗大ごみ処理施設

| | |
|------|--------------------------------|
| 処理能力 | 40トン/日(5時間) |
| 破碎型式 | 前処理破碎……せん断回転式 粗大ごみ破碎……衝撃回転式 |
| 回収物 | 鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、不燃物 |

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和2年度委託料 3億796万円

| ウ 運転状況 (令和2年度) | | |
|----------------|----------|-----------|
| 区 分 | 運転時間 (h) | 処理量 (t) |
| 1 号 炉 | 4,965.0 | 10,709.93 |
| 2 号 炉 | 5,790.6 | 13,464.34 |
| 3 号 炉 | 5,017.7 | 12,195.21 |
| 計 | 15,773.0 | 36,369.48 |
| 衝撃破砕機 | 309.7 | 3,164.69 |
| せん断破砕機 | 675.0 | 1,155.33 |

| エ 資源化状況 (令和2年度) | |
|-----------------|----------|
| 品 名 | 資源化量 |
| ダンボール | 31.35 t |
| 新聞紙 | 16.97 t |
| 雑誌 | 49.95 t |
| 破 碎 鉄 | 476.08 t |
| 破 碎 ア ル ミ | 44.68 t |
| 鉄 プ レ ス | 4.61 t |
| コード・ケーブル類 | 15.18 t |
| 鉄 ス ク ラ ッ プ | 53.94 t |
| 計 | 692.76 t |
| 廃 油 | 0 ℓ |

| オ 発電・売電状況 (令和2年度) | |
|-------------------|----------------|
| 項目 | 量 |
| 総 発 電 量 | 12,901,180 kWh |
| 電 力 使 用 量 | 9,218,287 kWh |
| うち自家発電量 | 7,615,690 kWh |
| うち買電量 | 1,602,597 kWh |
| 売 電 量 | 5,285,490 kWh |

(2) リサイクル推進施設

リサイクルプラザは老朽化により施設の運転を終了し、リサイクル推進施設を平成21年10月から供用開始した。施設は、プラスチック製ごみ・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設及び資源ごみ(びん)保管施設等から成り、リサイクル推進の拠点施設である。

ただし、ペットボトル資源化処理施設は、旧清掃センターで継続して運転している。

ア 施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1

☎41-4225

完 成 平成21年9月

総事業費 約5億7,000万円

延床面積 リサイクル棟 1,848.10㎡

ストックヤード 300㎡

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t/日(5h)

資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t/日(5h)

不燃ごみ処理施設 4.9 t/日(5h)

資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t/日

ペットボトル資源化処理施設

施設面積 約400㎡

処理能力 2.0 t/日(5h)

事業費 5,460万円

完 成 平成18年3月

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和2年度委託料 8,582万円

ウ 運転状況 (令和2年度)

| 施設名 | 稼働時間 (h) | 処理量 (t) |
|--------------|----------|----------|
| プラスチックごみ処理施設 | 1,481.9 | 1,076.47 |
| 資源ごみ(缶)処理施設 | 1,193.1 | 222.86 |
| 資源ごみ(びん)処理施設 | — | 759.14 |
| 不燃ごみ処理施設 | 967.0 | 415.18 |
| ペットボトル資源化施設 | 756.3 | 222.91 |

エ 資源化状況 (令和2年度)

| 品 名 | 資源化量 (t) |
|-------------|----------|
| スチール缶プレス | 135.53 |
| アルミ缶プレス | 140.65 |
| 白色カレット | 287.15 |
| 茶色カレット | 290.82 |
| その他色カレット | 73.41 |
| ペ ッ ト ボ ト ル | 202.35 |
| プラスチック製容器包装 | 602.52 |
| 使用済乾電池・蛍光灯 | 33.79 |
| 使用済小型電子機器 | 252.85 |
| 計 | 2,019.07 |

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

ア 施設概要

所在地 菊本町二丁目817番2地先

☎37-5300

事業費 約82億円

(護岸建設工事等を含む。)

完 成 平成20年3月

埋 立 面 積 24,000㎡

埋 立 容 量 363,116㎡

浸出水処理方法 公共下水道へ放流

埋 立 方 式 水中投棄方式

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
 令和2年度委託料 2,255万円

ウ 処理状況

| 年度 | 29 | 30 | 令和元 | 2 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 処理量 (t) | 1,488 | 1,974 | 5,528 | 5,914 |

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3か年の継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新した。

ア 施設概要

所在地 阿島二丁目20番5号
 ☎45-3077

敷地面積 9,512㎡
 事業費 25億4,761万6,000円
 完成 平成2年3月
 処理能力 140kℓ/日
 処理方法 二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理
 建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下
 (面積) 1階・地上2階建
 3,937.79㎡
 管理棟 鉄筋コンクリート地上
 2階建 676.60㎡
 倉庫棟 鉄筋コンクリート平家建
 126.00㎡

受入・貯留設備 破碎機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス、各貯留槽
 1・2次処理設備 低希釈二段活性汚泥処理設備
 高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備
 汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備
 脱臭設備 薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃焼脱臭設備、生物脱臭設備

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託している。
 令和2年度委託料 6,144万円

ウ 処理状況 (令和2年度)

| 区分 | 委託業者 | | 許可業者 | | 計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---|
| | し尿 | | 浄化槽汚泥 | | |
| 搬入量 (t) | 333 | 13,863 | 15,471 | 29,667 | |
| | 14,196 | | | | |
| 割合 | 47.9% | | 52.1% | 100% | |